

支部へ切 6/2(日) 申込用紙と受講料を添えて西山剣道店または藤木支部長まで
尚、67段の受審には年二回の受講が条件です(2月を受講していない方は夏(8月)の審
査は受審できませんのでご承知おきます)。

令和元年5月7日

役 員
各 支 部 長 様
事務担当者

群 馬 県 剣 道 連 盟
会 長 武 藤 成 孝

◎2019年度 第2回剣道6・7段受審者研修について

2019年度、第2回目の研修会を下記により実施致します。

各支部におかれましては、該当者に連絡されまして、取りまとめて、申込み
いただきますようお願い申し上げます。

なお、6・7段を受審される方は、年間3回実施される研修会に必ず2回参
加することが義務付けられております。

記

1. 日 時 6月22日(土) 13:00~13:20 受付 13時30分開始
2. 場 所 ALSOK ぐんま武道館 第2道場
3. 受験資格 6段 5段受有後、満5年以上の者
7段 6段受有後、満6年 "
4. 費 用 3,000円
お弁当とお茶を配布する。第5会議室にて11時より順
次摂取できる。なお、審査員控室のため13時以降は使
用不可。道場は午前9時より使用可。
5. 締 切 6月10日(月) 理事長 小林まで
☆ 事前に組み合わせを作成するため、締切厳守のこと。
6. 申込方法 連盟の審査申込書に、年齢、電話番号、旧姓、前段取得
年月日、郵便番号、姓名ふりがななど、漏れなく記入の
上、各支部取りまとめて事務局まで申込みのこと。(審査
料は振込のみ受付)
7. 持 ち 物 剣道具、木刀(剣道形と合同稽古は研修科目に含まれる)
8. 個人情報 申込書に記載される個人情報は、本研修会にのみ使用す
る。
9. 欠席の扱い やむを得ず欠席される方は欠席届を提出し(研修日から
1週間以内を厳守)、審査までの水曜日(今回は8月7日
までとする)の剣道連盟主催の合同稽古に必ず2回は参
加し、来たことを報告すること。満たない場合は、受審
できない

令和元年5月7日

役員
各支部長様
事務責任者

群馬県剣道連盟
会長 武藤成孝

受審者研修欠席者の扱いについて

時下、益々御精武のことと拝察申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおりの規定になっておりますので、各支部に於かれましては、受審される方へ通知して頂きますようお願い申し上げます。

記

- 1、対象 八・七・六段受審者研修会欠席者
- 2、欠席した場合の手順
 - ①群馬県剣道連盟合同稽古（水曜日）に本審査の前までに必ず2回出席し、事務局長に來た旨、承認を得ること。
 - ②会長宛の欠席の理由書を事務局長に直接提出すること。
- 3、その他
 - ①全日本剣道連盟審査会に参加するには群馬県剣道連盟の受審者研修会を受けることが義務化されておりますので、よほどの欠席理由がない限り全日本剣道連盟審査への推薦はできません。群馬県剣道連盟本部役員・審議員会で決定済みです。
 - ②六・七段の全日本剣道連盟審査が4・5月京都・愛知、8月地方審査、11月東京・愛知と年間3回実施されますが、それに向けての受審者研修会を群馬県剣道連盟では、4・5月向けに2月の第1回目の一度だけ参加すれば可。8月向けには第1回目と第2回目（6月）の二回参加しなければなりません。11月向けには第1回目、第2回目と第3回目（9月）のうち二回は参加しなければならないことになっております。

*尚、二回共欠席で水曜日の稽古に参加だけしての推薦はありません。

*各支部事務局は受審者に通知の徹底をよろしくお願い致します。